

# 富山県民間提案制度 募集要項

テーマ1 蓮町職員住宅跡地の有効活用

テーマ2 県立学校教員の多忙化解消に向けた業務改善等  
に係るノウハウの展開と普及

テーマ3 保育士の人材確保（潜在保育士の掘り起こし）

テーマ4 「食のとやまブランド」を実需につなぐ力の強化

令和7年6月

富 山 県

## 1 趣旨

本要項は、「富山県民間提案制度（以下「本制度」という。）」の実施にあたり、本県が提案を求めるテーマや募集方法、募集期間等、提案募集に必要な項目を定めるものです。

## 2 制度の概要

本制度は、本県が抱える課題に関し、民間事業者のアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を求め、行政サービスの向上や公共施設等の利活用など、本県の自治体経営の改善に資する提案を審査・選定し、提案者との協議を重ねながら事業化を図るものです。

なお、民間事業者の提案内容は知的財産として捉え、その情報を保護するとともに、協議を経て事業化が決定した場合は、提案者を契約（随意契約）等の相手方とすることを前提とします。

ただし、民間事業者との協議が成立した場合であっても、県議会で議決又は承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合は、事業化しないこととします。

## 3 提案を募集するテーマ

今回は、「蓮町職員住宅跡地の有効活用」「県立学校教員の多忙化解消に向けた業務改善等に係るノウハウの展開と普及」「保育士の人材確保（潜在保育士の掘り起こし）」「『食のとやまブランド』を実需につなぐ力の強化」に係る提案を募集します。

|   | テーマ                                | 内容                                                                                                   |
|---|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 蓮町職員住宅跡地の有効活用                      | このエリアの新たな魅力創出、隣接する SCOP TOYAMA（富山県創業支援センター／創業・移住促進住宅）の利用促進や、県の財政負担の軽減につながる取組みなど、県が所有する未利用地を有効に活用するもの |
| 2 | 県立学校教員の多忙化解消に向けた業務改善等に係るノウハウの展開と普及 | 県立学校教員の多忙化解消のために、業務改善等に係る民間のノウハウを援用・普及させることによって、教員が授業に専念できる環境が全県的に整備されるとともに、教育の質の向上にもつながるもの          |
| 3 | 保育士の人材確保（潜在保育士の掘り起こし）              | 手厚い保育士の配置が必要な3歳未満児の保育所等入所割合の増加など少子化の中で                                                               |

|   |                            |                                                                                                                                |
|---|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | し)                         | も保育ニーズは減少していない一方で、保育士の有効求人倍率が3倍を超える水準が続いていることなどから、潜在保育士を掘り起こし、人材確保につなげるもの                                                      |
| 4 | 「食のとやまブランド」を<br>実需につなぐ力の強化 | 首都圏等での富山の食材を用いた「富山フェア」を開催する際、生産・流通面の調整や旬の食材の賦存量の把握、食材を説明する人材の発掘等が必要であり、これらをワンストップで対応できる仕組みを新たに構築し、「食のとやまブランド」の魅力を実需に効果的につなげるもの |

#### 4 全体スケジュール（予定）

| 期間             | 業務                      |
|----------------|-------------------------|
| 令和7年9月26日（金）まで | 事前対話、現地調査及び提案書の提出       |
| 令和7年10月頃       | 資格審査<br>提案（プレゼンテーション）審査 |
| 令和7年11月頃       | 協定締結                    |
| 令和7年11月頃～      | 詳細協議<br>双方合意後に契約締結等     |

#### 5 提案者の参加要件等

##### (1) 参加要件

- ① 提案者は、提案内容を自ら実行できる意思と能力（ノウハウ、資金、実績等）を有する法人（営利法人、非営利法人等）又は個人事業主、任意団体とします。
- ② 提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで応募する場合は、参加表明時に1者を代表者として選出した上で、構成員及び各々の役割分担を明示してください。また、グループで応募する場合は、代表者が諸手続を行ってください。
- ③ 提案者は、本県及び指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

## (2) 資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てをしている者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員又は富山県暴力団排除条例に関する規則（平成 23 年富山県公安委員会規則第 2 号）第 3 条各号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- ⑥ 国税、地方税の滞納をしている者
- ⑦ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者

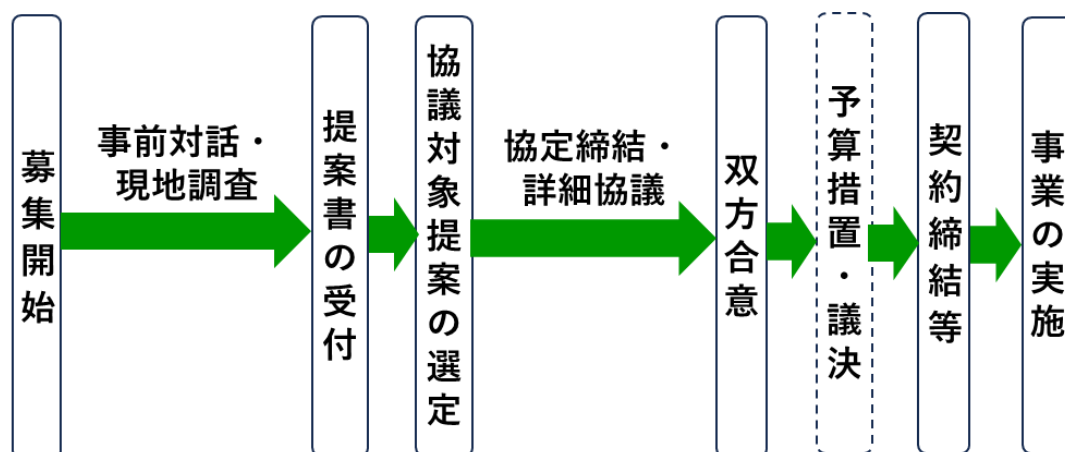
## (3) 提案内容

- ① 提案内容は、公共サービスの質の向上や公共施設等の利活用など、本県の自治体経営の改善に資するものとします。
- ② 提案内容は、原則として、本県に新たな財政負担が生じない提案とします。ただし、数年後に投資回収できる見込みが立つものやトータルコストが縮減されるものなど、本県の自治体経営の改善に多大な貢献をする提案として、本県が予算措置すべきと判断した場合は、この限りではありません。
- ③ 本制度は、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案を求めるものであり、次のいずれかに該当する提案は、対象外とします。
  - ア 事業（施設）の廃止、未利用県有地の購入のみを目的とする提案
  - イ 本県が実施している既存の事業で、事業受託者になろうとする提案
  - ウ 単に自社製品等をあっせんしようとする提案
  - エ 民間事業者が実施することが適当でない事業（公的機関が実施することが法令等により義務付けられている事業等）を含む提案

- オ 本県及び第三者が事業を実施することを想定した提案
- カ 法令等に抵触する事業を含む提案

## 6 事業化までの手続き等

手続きは、(1) 募集開始、(2) 事前対話・現地調査、(3) 提案書の受付、(4) 協議対象提案の選定、(5) 協定締結・詳細協議、(6) 双方合意、(7) 契約締結等、(8) 事業の実施で構成されます。



### (1) 募集開始

本要項 4 のスケジュールで民間提案を募集します。

### (2) 事前対話・現地調査

#### ① 事前対話（必須）

与条件の整理や対話による提案内容のブラッシュアップにより事業の実現可能性を高めるため、提案書提出前の事前対話を必須とします。事前対話申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、メール等によりお申し込みください。

※事前対話には回数制限はなく、提案審査に影響を及ぼしません。

※本要項の記載内容に関することや提案内容を検討するうえで質問がある場合は、質問書（様式第 2 号）をメール等で提出してください。質疑及び回答の内容については、県のホームページで公表します。ただし、提案内容に関する質疑については、提案内容の知的財産保護のため、質疑者あてに個別に回答します。

#### ② 現地調査（任意）

提案を行う民間事業者は、提案内容の検討にあたり現地調査を行うこと

ができます。なお、現地調査は、施設管理者及び利用者の支障にならない範囲で行うこととします。

### (3) 提案書の受付

事前対話・現地調査を踏まえて作成した提案書類等を本要項 4 のスケジュールに沿って提出ください。(事前対話を行った者のみ提出可能)

#### ① 提出書類

次のとおりです。各様式については、県のホームページからダウンロードできます。

| No | 名称                      | 部数  | 備考                                  |
|----|-------------------------|-----|-------------------------------------|
| 1  | 提案書兼誓約書<br>(様式第 3 号)    | 1 部 | 提案事業者の概要を示したパンフレットがあれば提出してください。〔任意〕 |
| 2  | 補足資料<br>(任意)            | 1 部 | 提案書を補足する資料がある場合は添付                  |
| 3  | グループ企業等報告書<br>(様式第 4 号) | 1 部 | グループで提案する場合のみ提出                     |
| 4  | 決算書類                    | 1 部 | 直近 3 年間の貸借対照表、損益計算書等                |

※グループで提案される場合は、3 の書類について構成員の書類も提出願います。

※必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

#### ② 提出方法

- ・ 郵送（一般書留又は簡易書留。募集締切日の消印有効）
- ・ 持参（受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで。）
- ・ 電子メール のいずれかでお願いします。

#### ③ 費用負担

提案に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

#### ④ 提出書類の取扱い・著作権等

- ア 提出書類の著作権は提案者に帰属します。
- イ 提出書類は、原則返却しません。
- ウ 提出書類については、資格審査及び提案審査以外で使用しません。ま

た、第三者に情報を漏らしません。

エ 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとしします。

オ 提案者が事業実施者となった場合、提出書類の著作権は本県に帰属するものとしします。

#### ⑤ 法令等の順守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとしします。

#### ⑥ 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格としします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本要項 5 (2) に定める資格要件を満たさない場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ その他、本県が定める手続きを遵守しない場合

#### ⑦ その他

その他、提案に関し必要な事項は、別に定めます。

### (4) 協議対象提案の選定

#### ① 資格審査

提出書類に基づき、提案者の資格要件等を確認し、要件等を満たす提案を有効提案として選定します。なお、審査結果に対する異議は申し立てることはできません。

#### ② 提案審査

##### ア 審査方法

原則、提案者によるプレゼンテーションを実施し、「富山県民間提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において提案内容を審査します。

審査の結果、本県の自治体経営の改善に資すると期待できる提案を協議対象提案とし、提案者を交渉権者として選定します。ただし、協議対象提案としての選定は、本県との事業化に向けた詳細協議を行うことを

決定するものであり、事業化を決定するものではありません。

## イ 審査区分

|                   |                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------|
| 採用（一部採用・条件付き採用含む） | 協議対象提案として事業化に向けて協議を行うもの。                             |
| 不採用               | 事業化に適さないもの、現時点では実現が困難なもの、本制度で事業者を選定することが不適当と判断されたもの。 |

## ウ 審査の着眼点

下記の項目を踏まえて採否を検討します。

### （テーマ１：蓮町職員住宅跡地の有効活用）

| 項目  | 着眼点                                                                                          | 配点 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 独創性 | ・独自の発想やノウハウ・技術等の付加価値があるか                                                                     | 10 |
| 公益性 | ・このエリアの新たな魅力創出、隣接する SCOP TOYAMA（富山県創業支援センター／創業・移住促進住宅）の利用促進や、県の財政負担の軽減につながる取組みなど公益性の高い提案であるか | 10 |
|     | ・中長期的な活用により県の課題解決につながる提案であるか                                                                 | 10 |
| 実現性 | ・収支や組織体制に無理がないか、関係者との調整が行われているか                                                              | 10 |

### （テーマ２：県立学校教職員の多忙化解消に向けた業務改善等に係るノウハウの展開と普及）

| 項目  | 着眼点                                        | 配点 |
|-----|--------------------------------------------|----|
| 独創性 | ・独自の発想やノウハウ・技術等の付加価値があるか                   | 10 |
| 公益性 | ・教員の多忙化解消や働き方改革の向上に資するものであるか               | 10 |
|     | ・生徒への教育の質がより向上するものであるか                     | 10 |
|     | ・個々の学校の実情に応じた運用が可能であるとともに、広く横展開が見込める提案であるか | 10 |
| 実現性 | ・収支や組織体制に無理がないか、関係者との調整が行われているか            | 10 |



(テーマ3：保育士の人材確保（潜在保育士の掘り起こし）)

| 項目  | 着眼点                             | 配点 |
|-----|---------------------------------|----|
| 独創性 | ・独自の発想やノウハウ・技術等の付加価値があるか        | 10 |
| 公益性 | ・潜在保育士の掘り起こしに効果的なものであるか         | 10 |
|     | ・潜在保育士の質の確保・育成につながるものであるか       | 10 |
|     | ・潜在保育士の定着に繋がる工夫があるか             | 10 |
|     | ・県全体の保育の質の向上に寄与するものであるか         | 10 |
| 実現性 | ・収支や組織体制に無理がないか、関係者との調整が行われているか | 10 |

(テーマ4：「食のとやまブランド」を実需につなぐ力の強化)

| 項目  | 着眼点                                | 配点 |
|-----|------------------------------------|----|
| 独創性 | ・独自の発想やノウハウ・技術等の付加価値があるか           | 10 |
| 公益性 | ・生産サイドや流通サイドとのネットワークの拡大につながるものであるか | 10 |
|     | ・県産食材の発掘・活用促進に効果的なものであるか           | 10 |
|     | ・「食のとやまブランド」の価値向上に寄与するものであるか       | 10 |
| 実現性 | ・フェアの実施時期・予算規模に的確に対応できる体制になっているか   | 10 |

エ 審査結果の通知・公表

- ・提案審査の結果は、提案者に通知します。
- ・採用となった提案は、知的財産の保護に配慮しつつ、富山県ホームページで「提案名、提案者名、提案概要」を公表します。
- ・審査結果に対する異議は申し立てることができません。

(5) 協定締結・詳細協議

① 協定締結

本県と交渉権者は、協議対象提案の事業化に向けた協定を締結します。協定期間は、原則1年以内とします。ただし、本県と交渉権者が協議し双方が合意した場合は、協定期間の延長ができるものとします。

② 詳細協議

協定の締結後、本県と交渉権者は、提案の事業化に向け諸条件、事業期間、必要な手続等について詳細協議を行います。

**（詳細協議に係る留意事項）**

- ア 協議に係る費用は交渉権者の負担とします。
- イ 協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、協定を解除します。  
その場合、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について、本県は責任を負いません。

**(6) 双方合意**

交渉権者との協議が成立し、事業化に向けた合意が得られた場合は、双方が契約締結に向けて諸準備を行います。なお、予算措置が必要となる提案については、県で予算要求を行うなど必要な対応を行うこととします。

**(7) 契約締結**

交渉権者と双方合意した場合は、本県と交渉権者が随意契約を締結します。本制度は解除条件付きの制度であり、交渉権者との協議が成立（双方合意）した場合においても、当該事業について県議会での議決又は承認が得られない等の理由により、提案事業の実施ができなくなった場合、提案は事業化されません。

**(8) 事業の実施**

契約締結後、交渉権者には事業者として、責任を持って提案事業を実施していただきます。県においても、公共サービスを連携して行うパートナーとしてお互いに誠意をもって事業の遂行に努めます。

**7 その他**

**(1) 提案取下**

提案書類の提出後に提案を取り下げる場合には、提案取下届（様式第5号）を提案書受付の締切日までに提出してください。

**(2) その他**

本要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

**(3) 提出先・問合せ先**

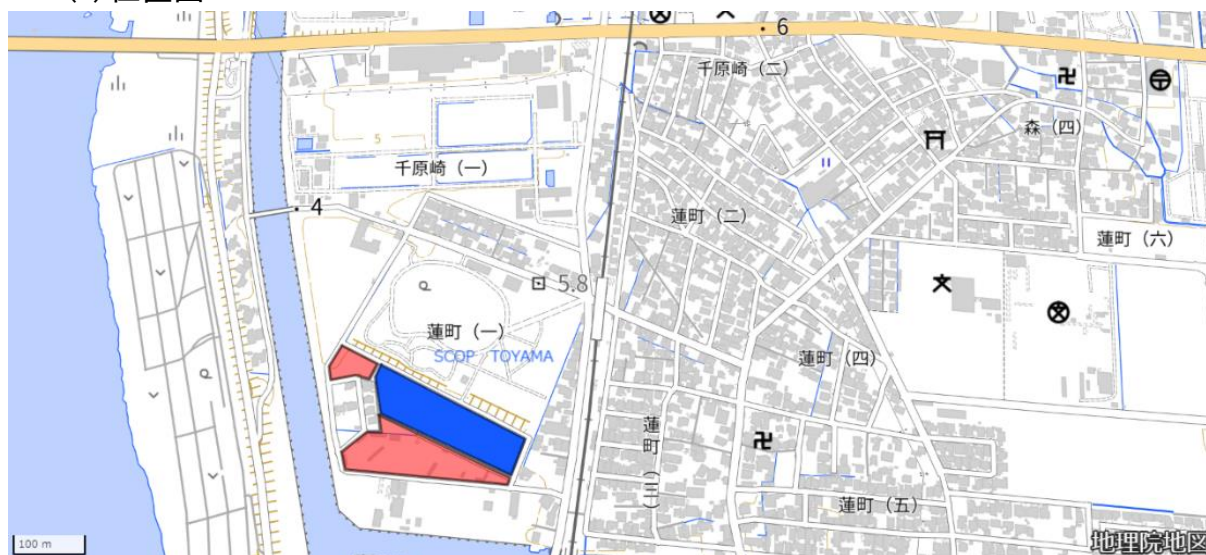
〒 930-8501 富山県富山市新総曲輪 1－7  
富山県経営管理部財産管理室 民間活力導入・財産活用課（官民連携デスク）  
TEL：076-444-8904 ／ E-mail：[ml-kanminrenkei@pref.toyama.lg.jp](mailto:ml-kanminrenkei@pref.toyama.lg.jp)

## 8 施設概要等（テーマ１：蓮町職員住宅跡地の有効活用）

### (1) 所在地、施設状況等

| 施設情報       | 蓮町職員住宅跡地                             |
|------------|--------------------------------------|
| 所在地        | 富山市蓮町一丁目 1－2                         |
| 面積         | 約 14,800 m <sup>2</sup>              |
| 施設状況       | 砂利敷・草地                               |
| 都市計画上の位置づけ | 市街化区域／準工業地域／大規模集客施設制限地区              |
| 建ぺい率/容積率   | 建ぺい率：60％<br>容積率：200％                 |
| 敷地に関する特記事項 | なし                                   |
| アクセス       | 富山地方鉄道富山港線<br>「蓮町駅（馬場記念公園前）」より徒歩 5 分 |

### (2) 位置図



（国土地理院 地理院地図 Vector を加工）

※今回提案を募集するのは赤色網掛け部分

※青色網掛け部分は SCOP TOYAMA

### (3) 現地写真







#### (4) SCOP TOYAMA について（参考）

SCOP TOYAMA は、富山県が整備・運営する施設で、創業支援センターを真ん中に、その両隣にはそれぞれで異なる特徴をもつ創業・移住促進住宅が配置されています。様々な目的を持った人が集まり、それぞれのライフスタイルに合わせて SCOP TOYAMA を利用し、交流することで、「富山で暮らし働く価値」を生み出します。

創業支援センターにはシェアオフィスやコワーキングスペース、チャレンジショップなどを備え、新しいビジネスやサービスのインキュベーションする環境を提供。起業支援のワークショップの開催、貸スペースでのイベント実施、ギャラリーでの展示も可能です。創業・移住促進住宅では一人暮らしから家族世帯まで幅広い人が暮らせる多世代交流型アパートメント、活発なコミュニケーションが生まれるシェアハウスが選べます。

詳細は SCOP TOYAMA の HP をご確認ください。( <https://scop-toyama.jp/> )

